

答申第79号

答 申

1 審査会の結論

令和元年12月26日付けで法定代理人（以下「審査請求人」という。）が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が令和2年1月16日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し令和元年12月26日付けで、次のとおり本件開示請求を行った。

子ども支援課が所有している情報すべて

(2) 実施機関は、次の理由により本件処分を行うまでの期間を令和2年1月10日から令和2年1月16日まで延長する旨、審査請求人に通知した。

本件開示請求から本件処分を行うべき期間に、津市の休日を定める条例第2条第1項第3号に規定される令和元年12月29日から令和2年1月3日までの本市の休日が含まれており、期限内に文書の特定及び開示決定等の判断を行うことが困難なため。

(3) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報として、次のもの（以下「本件自己情報」という。）を特定した。

①児童手当・特例給付認定請求書

②平成28年度児童手当・特例給付現況届（平成28年9月2日受付）

③児童手当・特例給付受給事由消滅届（平成29年5月30日受付）

④児童手当・特例給付認定請求書（平成29年5月30日受付）

⑤児童手当・特例給付変更届（平成29年9月1日受付）

⑥平成30年度児童手当・特例給付現況届（平成30年6月28日受付）

⑦児童手当・特例給付変更届（平成30年11月22日受付）

⑧令和元年度児童手当・特例給付現況届（令和元年6月6日受付）

⑨児童扶養手当新規認定請求書（平成29年5月30日受付）

⑩児童扶養手当現況届（平成29年度分）（平成29年8月3日受付）

⑪児童扶養手当住所変更及び支払金融機関変更届（平成29年9月1日

受付)

⑫児童扶養手当現況届（平成30年度分）（平成30年8月31日受付）

⑬児童扶養手当住所変更及び支払金融機関変更届（平成30年11月22日受付）

⑭児童扶養手当氏名変更及び支給要件変更届（平成30年11月22日受付）

⑮児童扶養手当現況届（令和元年度分）（令和元年8月5日受付）

⑯児童記録

(4) 実施機関は、本件自己情報の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、令和2年1月16日付けで本件処分を行った。

児童手当及び児童扶養手当に係る文書について、津市個人情報保護条例第16条第2号により、開示請求者以外の個人に関する情報は開示しない。

⑯児童記録の一部は、下記アからウまでの理由に該当するため、開示しない。

ア 児童虐待の通告者を特定し得る情報は、児童虐待の防止等に関する法律第7条により「その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」とされていることから、津市個人情報保護条例第16条第1号の「法令等の規定に開示することができない旨の定めがある情報」に該当するため。

イ 本人及び法定代理人以外の第三者に関する情報は、同条例第16条第2号による、開示請求者以外の個人情報に該当するため。

ウ 関係機関等から収集した情報や、関係機関とのやり取りに関する情報で、開示することにより、今後、正確な事実の把握を困難にし、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報は、同条例第16条第6号による、本市及び他の地方公共団体が行う事務に関する情報であり、本人等が開示することにより当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。

(5) 審査請求人は、令和2年1月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(6) 実施機関は、審査請求人に対し、当該審査請求の原因たる自己情報を特定するため、令和2年1月31日付けで補正命令を行った。

(7) 審査請求人は、令和2年2月3日付けで、当該審査請求が令和2年1月

16日付け津市指令こ第1649号による津市個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づく自己情報部分開示決定に係るものであるとの補正を行った。

3 審査請求の趣旨

令和2年1月16日付の審査請求人に対する「⑩児童記録」に関する処分を取消し、処分庁が保有する児童記録を開示せよとする裁決を求めらる。

4 審査請求人の主張

(1) 弁明書に対する意見

ア 審査請求人は、令和元年12月26日、実施機関：こども支援課に対し、審査請求人の子にかかる「虐待情報」を確認したいと考え、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、去る令和2年1月16日付けで「部分開示」をしたが、その内容は実施機関の担当者名を開示したのみで「いつ」「誰から」「どのような情報」が寄せられたのかは全く開示しなかった。

ウ 審査請求人の子は、平成30年12月25日から児童相談所によって「一時保護」され、現在では「養護施設」に入所させられ、親権者である母に1年2か月に渡り、面会を許されていない。

エ その理由は平成30年12月15日に実施機関等に「虐待情報」が寄せられたことをきっかけとしている。

オ 審査請求人の子は「こどもの権利条約」によって「保護者から切り離されない権利」を有しており、親権者である母は母として子を養育する権利・利益を有している。

カ 審査請求人は、問題となった平成30年12月15日の虐待通報が誰によってもたらされたかには関心がない。しかし、どのような情報が寄せられたかに重大な関心を持っている。

キ 審査請求人は、自己に関する誤った情報が実施機関に寄せられている場合、そのことによる不利益を回避するため「自己情報訂正申立権」を持っていると解すべきである。

ク しかるところ、実施機関は寄せられた情報の内容については全く開示しておらず、違法な状態が続いている。

ケ 実施機関の弁明書は、虐待通報者に関する情報の開示はできないと言っているだけであり、答弁になっていない。

コ 12月15日前後の「虐待通報」の内容を開示し、審査請求人に情報

の適否を判断する機会を与えるべきである。審査請求人の子は「3歳」から「4歳」にわたる重要な期間を保護者である母と暮らす利益を奪われているのである。

(2) 口頭による意見陳述論旨

ア 実施機関から示された全16ページに渡る記録は、実施機関の担当者名を除き、他の部分は全て黒塗り状態で開示された。

当該黒塗り部分には、子どもに関する虐待情報が記載されていると史料しているが、黒塗り状態では記載されている情報が間違っているのか否かの確認も出来ない。仮に間違っているのであれば実施機関に対し記録内容の修正も求める必要があると考える。

イ 個人的見解ではあるが、記録中の通報者は元夫であると推測しており、元夫は子どもに対し虐待を行っていたと認識しているので、通報に当たっては、そのことは隠ぺいすると考える。

したがって、元夫が通報者であるとすれば、実施機関に対し、記録の修正を求める必要があり、それが子どもを守ることになると思う。

ウ 現在、子どもは養護施設に入所している状態であるが、記録に間違いがあれば、関係機関である児童相談所にもその旨、意見しなければならぬと考える。

エ 虐待の通報者について、実施機関は通報者が特定されるおそれがあるため開示できないと説明するが、通報者が誰かということは問題にしておらず、それが個人情報に該当するといふのであれば、それは構わない。

しかし、記録におけるその他の部分については、それが真実か否かははっきりさせるためにも開示すべきである。

5 実施機関の説明

(1) 条例第16条第1号の該当性について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日号外法律第82号）（以下「児童虐待防止法」という。）第7条には「（中略）その職務上知り得た情報であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」との規定がある。この規定を条例に当てはめると、条例第16条第1号に「法令等の規定により開示することができない旨の定めがある情報」として開示できない旨の情報の規定をしていることから、児童記録中の通告者の情報は、児童虐待防止法第7条の「職務上知り得た情報であって当該通告をした者」に該当し、条例第16条第1号に該当する。

(2) 条例第16条第2号の該当性について

児童記録中には、開示請求者以外の氏名等の個人情報に記載されているが、これらの情報は、条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 条例第16条第6号の該当性について

児童記録は、実施機関、庁内関係部署及び児童相談所等の庁外関係機関との情報交換の履歴が記録されているものである。この情報交換については、本市で規定する「津市児童虐待防止等ネットワーク設置要綱」（平成18年1月1日訓第87号）に基づき行っている。

児童記録の内容を開示すれば、各関係機関の対応方針を明らかにしてしまうほか、実施機関と各関係機関との信頼関係に支障を及ぼし、本件以外の業務に多大な支障を及ぼすおそれがある。

したがって児童記録の内容は、条例第16条第6号に規定する「本市が行う事務に関する情報であって、本人等を開示することにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件自己情報の記録のうち、児童記録を部分開示とした処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人により提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関より口頭による意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 児童記録について

児童記録については、対象児童ごとに、関係機関、団体との連絡等情報交換の内容が記載されたもので、実施機関によれば、児童福祉法（昭和22年法理第164号。）第25条の2第1項の規定に基づき設置した「津市児童虐待防止等ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）による活動の一環で作成されたものであり、主として実施機関以外の関係機関との連携の中で知り得たものを記録したものである。

(2) 児童記録中の通告者の情報について

児童虐待防止法は、児童の権利利益の擁護に資するため、児童に対する

虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めたものである。

同法第6条によれば、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、児童相談所等に通告義務があるとされており、同法第7条によれば、通告を受けた市町村等はその職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとしている。

一方、条例第16条第1号は法令等の規定に開示することができない旨のある情報は開示できない旨を規定するものであり、これらの諸規定からすれば、児童記録に記載されている児童虐待の通告者を特定し得る情報は、開示することはできないといえる。

(3) 児童記録中の個人情報の取扱いについて

条例第2条によれば、個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）としており、氏名、住所等の基本的事項はもとより、思想、職歴、家族状況、収入、心身の状況、健康状態、病歴等その他個人の属性を示すすべての情報が個人情報であるほか、本人が誰であるか認識できる個人情報や当該情報のみでは本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができるものと解されている。

また、条例第16条第2号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、不開示とする旨を規定している。

したがって、児童記録中に審査請求人以外のこれら個人に関する情報が含まれているときは、これらの情報は開示することはできないといえる。

(4) 児童記録中の内容部分について

条例第16号第6号は、開示することにより、市が行う事務又は事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を規定している。

実施機関によれば、関係機関との連携の中で知り得た情報を開示すると、関係機関の対応方針が明らかになるほか、関係機関内の信頼関係も崩れ、

本件も含め他の業務にも大きな支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

実施機関のいう「当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があることについて、条例第16条第6号の「事務又は事業の支障」の程度だが、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であると解される。

ネットワークが行う活動に関しては、実施機関を含む関係機関との密接かつ迅速な連携と協力体制は必須であり、かつ、当該活動の遂行に当たっては、関係機関同士の信頼関係は不可欠であると考えられる。

仮にネットワーク内の情報交換の履歴が記載された児童記録を開示したとすれば、実施機関が関係機関からどのような情報を取得しどのような協議を行っているのかが明らかになる。

これらの情報は、対象児童の支援において極めて重要なものであり、各関係機関は、これらの情報について、ネットワーク内でのみ利用するものを想定しており、ネットワーク以外の第三者に開示されることは想定していない。このことは、対象児童の親権を有する者についても同様である。

(5) 結論

当審査会が児童記録を見分したところ、まず児童記録中の通報者の情報については、児童虐待防止法第7条に「通告を受けた市町村等はその職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されていることから、条例第16条第1号に該当することは明らかである。

次に、児童記録中の個人の情報であるが、児童記録中には、審査請求人以外の個人の氏名のほか、他の情報と結びつけることにより個人が特定される情報が記載されていることから、これらについては開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められ、条例第16条第2号に該当するといえる。

次に、児童記録中の内容部分の情報であるが、ネットワークの情報交換等の履歴が記載されたものであり、対象児童の支援に関し極めて重要な資料であることは前述のとおりである。

当該情報交換を行うに当たっては、業務の性質上、対応の迅速性が求められるほか、情報の信ぴょう性も求められると考えられ、各関係機関同士の信頼関係無くして当該業務は成り立たないといえる。

仮に、これらの情報が開示されることになれば、記録あるいは相互に交

換する情報の内容に影響を及ぼすほか、関係機関に混乱が生じ、積極的な情報交換が出来なくなることは想像に難くなく、実施機関がいうようにネットワーク間の信頼関係は崩れ、結果、ネットワークの目的である要保護児童等への適切な支援等は達成できなくなることが予測され、すなわち、条例第16条第6号に規定する「当該事務の遂行に支障をきたす」こととなる。

以上を要するに、児童記録は開示することが適切でない情報で占められているといえる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月20日	諮問書の受付
令和2年4月2日	諮問案件の審議並びに審査請求人の代理人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和2年5月19日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	伊 藤 仁
委 員	加 藤 春 美
委 員	清 水 真由美
委 員	高 橋 秀 治